

事務連絡
令和3年10月18日

都道府県民生主幹部（局）
国民健康保険主幹課（部）
後期高齢者医療主幹課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合
都道府県社会保障・税番号制度担当部
指定都市社会保障・税番号制度担当局
都道府県マイキープラットフォーム担当部局

御中

デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

「オンライン資格確認」の本格運用開始について（協力依頼）

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様におかれましては、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでいただいております。また、自治体立病院における「オンライン資格確認」の推進に対してご協力をいただき、改めて厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの健康保険証利用を可能とする「オンライン資格確認」については、本年10月20日から本格運用を開始することとし、その旨、9月22日に開催された第145回社会保障審議会医療保険部会の中で公表しました。

マイナンバーカードの健康保険証利用が可能になることにより、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、より良い医療を受けられることにつながるなど、マイナンバーカードの利便性が高まります。

この点も含め、住民・利用者の方々に利便性向上についてご理解いただけるよう、本格運用開始に伴う周知・広報につき、下記のとおりご案内いたしますので、各位におかれましては、関係者への周知にご協力お願い申し上げます。

記

1. 国民向け周知及び周知広報素材の活用について

「オンライン資格確認」を国民に広く周知いただくため、厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html) に「健康保険証利用の申込促進リーフレット」（別添）等の周知広報素材を掲載し、どなたでもダウンロードできるようにしております。是非とも、当該素材等を活用して窓口来訪者への周知や、自治体広報誌等を通じて住民・利用者の方々等に対して周知いただき、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進にご協力いただきますようお願いいたします。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用が可能な医療機関・薬局のリストについて

本格運用開始後も、すべての医療機関・薬局が「オンライン資格確認」に対応しているわけではないことを踏まえ、被保険者等の方には、「マイナンバーカードで受診する際には、マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局かどうか事前に確認していただきたい」旨、周知をお願いします。

マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局については、厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html) に掲載されており、原則毎週月曜日に更新されます。

また、民間検索サイトから検索することも可能であり、上記、厚生労働省 HP からリンクも設定しています。

貴団体における受付できる医療機関・薬局を抜粋して紹介するなど、住民・利用者の方々への周知をお願いします。

3. 自治体立病院での広報活動について

自治体立病院を有している自治体におかれましては、引き続き、「オンライン資格確認」の導入に加え、自治体立病院におけるマイナンバーカード申請の出張受付の実施等の取組も含め、マイナンバーカードの取得促進及びその広報をお願いいたします。

医療機関・薬局の皆様が「オンライン資格確認」実施施設であること等を患者向けに周知するための素材（マイナ受付ポスター、ステッカー等）は、直接医療機関等に送付しておりますが、本事務連絡の1. と同じく、厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html) に掲載しております。

マイナンバーカードを取得した住民に利便性を実感して頂くこと
できるよう、また、利用率向上により当該自治体立病院における事務
効率化につながるよう、関係者への周知にご協力をお願い申し上げます。

以上